

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第7節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税</p> <p><u>(加工又は修繕用貨物の輸出手続の特例)</u></p> <p><u>11-6 法第11条の規定に係る加工又は修繕用の輸出貨物が特定輸出者又は認定通関業者の輸出申告に係る貨物であるときにおける当該加工又は修繕用貨物の輸出手続については、次のとおり取り扱って差し支えない。</u></p> <p>(1) <u>前記11-3(1)に規定する確認申告書（交付用）については、輸出者に対して、当該申告書に相当する書類を適切に管理することを求めた上で、その作成を省略して差し支えないものとする（同項(1)なお書に規定する変更届について同じ。）。この場合において、同項(2)又は前記11-4(3)に規定する提示が必要となったときは、当該管理された書類を提示させる。</u></p> <p>(2) <u>前記11-3(3)に規定する契約書等については、その写しの提出又は提示を認める。</u></p> <p>(3) <u>前記11-3(4)に規定する同一性の確認は、仕入書等に記載された識別記号等により行うとともに、同項(4)なお書に規定する仕入書等の写しについては、提出の省略を認める。</u></p> <p><u>(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税手続の特例)</u></p> <p><u>11-7 法第11条の規定による加工又は修繕のため輸出された貨物の減税に係る輸入貨物が特例輸入者又は認定通関業者の輸入申告に係る貨物であるときにおける当該加工又は修繕のため輸出された貨物の減税手続については、次のとおり取り扱って差し支えない（前記11-6の規定の適用を受けた貨物については、当該貨物を輸出した者の名をもって輸入申告されるときに限る。）。</u></p> <p>(1) <u>令第5条の2第1項に規定する輸出された貨物の許可書又はこれに代わる税關の證明書及び前記11-4(1)に規定する契約書等については、その写しの提出を認める。</u></p> <p>(2) <u>前記11-4(3)に規定する確認申告書については、輸入者に対して、当該</u></p>	<p>第7節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>申告書に相当する書類を適切に管理することを求めた上で、提示の省略を<u>認める。</u></p>	